

## 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について

令和6年1月4日  
なんと農業協同組合

今回の令和6年1月1日からの能登半島地震による被害により被災された富山県内の被災者の方々に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当組合では、災害救助法が適用された地域の被災者の皆様に対しまして、状況に応じて以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせいたします。

- 1 貯金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって貯金者であることを確認して柔軟な対応を行ってまいります。
- 2 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応じさせていただきますのでご相談ください。
- 3 事情によっては、定期貯金、定期積金等の期限前払戻しにも応じさせていただきます。また、当該貯金等を担保とする貸付にも適宜ご相談ください。
- 4 今回の災害による、支払期日が経過した手形については、ご事情によって対応させていただきますのでご相談ください。
- 5 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡報告への掲載及び取引停止処分、また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に対応させていただきます。
- 6 損傷した紙幣や貨幣の引換えも対応させていただきます。
- 7 国債を紛失した場合は、その取扱いにもご相談ください。
- 8 災害の状況、応急資金の需要等に応じて、融資審査に際して、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害等により被害にあわれたお客様からのご相談に、きめ細かい対応を行ってまいります。
- 9 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に対応してまいります。

以 上